

第2回世田谷区本庁舎等整備
総合評価等検討委員会
会議録

世田谷区

第2回世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会 会議録

[日 時] 令和2年1月16日（木）14時00分～16時20分

[場 所] 世田谷区民会館2階 庁舎整備担当課会議室

[出席者] 委 員：遠藤和義、岡田篤、蟹澤宏剛、田辺新一、角田誠、松村浩之、
山下哲郎

（以上、五十音順）

事 務 局：進藤財務部長、佐々木施設営繕担当部長

渡邊経理課長、佐藤庁舎整備担当課長、鳥居施設営繕第二課長

高野公共施設マネジメント推進課長、他事務局員5名

明豊ファシリティワークス株式会社

（世田谷区本庁舎等整備実施設計等CM業務委託受託者）

[次 第] 1 開会

2 議事

（1）入札参加資格について

（2）総合評価方式における評価項目について

（3）評価配点について

（4）入札公告資料の構成について

（5）その他

3 閉会

発言者	発言内容
委員長	<p>それでは、第2回世田谷区本庁舎等整備総合評価等検討委員会を開会します。本日もよろしくお願ひします。少し経ちましたけれども、改めまして、明けましておめでとうござひます。今年もよろしくお願ひします。</p> <p>本日は、都合により、浦江委員が欠席との御連絡をいただひております。</p> <p>それでは、まず初めに、事務局から配付資料の確認をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>本日の配付資料でございますけれども、次第の次に資料一覧表をお付けしてござひます。まず資料1から資料6、参考資料としまして、参考資料1-1、1-2、1-3、参考資料2、参考資料3、参考資料4をお配りしてあります。よろしいでしょうか。</p>
委員長	<p>それでは、次第に従ひまして進めさせていただきます。</p> <p>議事(1)入札参加資格について、事務局から説明をお願ひいたします。</p>
事務局	<p>では、資料1、入札参加資格についてでございます。こちらは、前回の第1回検討委員会におきましてお示しさせていただきました、たたき台をもとに、委員会で御議論いただいた内容を加筆、修正させていただいた資料でございます。赤字で記載している部分がたたき台からの変更点になってござひますので、この辺を中心に御説明させていただきます。</p> <p>まず、1ページの単体とするかJVとするかの項目中の③の業種ですけれども、たたき台では、JVの第2順位は「建築工事」のみとしておりましたが、委員会での御議論も踏まえまして、第3順位と同じく、「電気工事」、「空調工事かつ給排水衛生工事」の設備工事でも可と変更してござひます。</p> <p>次に、「単体又はJVの代表構成員（第1順位）の条件」でございます。過去の実績につきまして、「過去10年以内に竣工したもの」としておりましたが、「平成22年度以降に竣工したもの」と付記し、基準を明確にしてござひます。また庁舎実績について、「10,000㎡×庁舎」という記載をしていましたけれども、「延べ面積10,000㎡以上の庁舎」と改めてござひます。</p> <p>次のページの③「新築・改修」から「新築又は改修」に改めてござひます。</p> <p>次に、3ページをご覧いただきたいと思ひます。第1回のたたき台では要検討としてござひましたJVの第2順位、第3順位の構成員に求める条件の1、施工実績の箇所でございます。前回の委員会では、一定規模の官公庁発注工事の実績を求めるのは区として過去もやっているのどうかということで事務局より御発言させていただきましたけれども、委員会での御議論を踏まえて改めて検討し、また、第2順位については設備工事の参加も可としたことから、特</p>

発言者	発言内容
	<p>に本工事において重要視してございます免震構造の建物の施工実績を第2順位に求めることといたしました。具体的には、建築工事につきましては元請として受注した実績を、設備工事については元請実績に加えて、可能性の高い下請実績も可といたしました。</p> <p>なお、第3順位については特に求めないこととしてございます。</p> <p>3ページの下段から4ページにかけては、第2順位に設備工事を追加したことによる修正でございます。</p> <p>説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>それでは、今の御説明に対して、御質問とか御意見はございますでしょうか。前回の議論と、持ち回りでいろいろお話を伺った内容を反映して、おおむね合意のできるところで調整していただいていると考えております。</p> <p>これは、修正したところが赤というのはわかるんですけども、もともとどうだったかというのは、どの資料を見ればわかりますか。</p>
事務局	<p>前回の資料9になります。</p>
委員長	<p>12月13日の資料9ですね。わかりました。</p> <p>照らし合わせて見ていただけたかと思いますが、なるべく入札に参加する業者の数を、入札しやすいような方向で、条件もより明確化して設定しているという変更かと思いますが、いかがでしょうか。</p>
委員	<p>1点よろしいでしょうか。前回確認をされていたかどうか、私の記録がなくて申しわけないんですが、第1順位の格付・経審の評定値ですが、1600点以上というふうにして、これは1600点というのが大体いいところと、どのように理解したらよろしいでしょうか。</p>
事務局	<p>では、事務局のほうから御説明させていただきます。</p> <p>区の契約の案件では、一定規模以上のものについては、3者によるJVにしてございます。その際、第1順位につきましては1500点以上、第2順位については1200点以上、第3以上については、特に経審での点数は求めず、かつ区内事業者に限定した形で発注している現状がございます。</p> <p>こうした中で、今回の工事については、今までにはない規模ですので、まず第1順位をもう少し上げて1600点以上、今まで300点差で第2順位を求めておりましたので、第2順位に1300点、最後、第3順位について1000点というものを新たに設けさせていただき、この結果、特に第3順位については区内の複数の事業者についても参加が可能になってくる状況になってございます。また、第2順位についても、一部電気の設備事業者について1300点をクリアする事業者が区内にもいるという状況になってございます。</p> <p>1600点にした経緯につきましては、それ以上、高過ぎるのもまた狭めてしまうということもあったものですから、区の今までよりもちょっと増して1600点にし、この間の300点の差というのは維持し</p>

発言者	発言内容
	たいということで、事務局のたたき台とさせていただいたところがございます。
委員	この規模の工事だと、1600点ぐらいあればやった実績があると想定されるということでよろしいのでしょうか。
事務局	<p>そこまでの想定というよりは、幅を広くとらせていただいたというのが現状でございます。</p> <p>事務局でたたき台をつくる中でも、2000点とかそういう高いレベルなんだろうと思いつつも、経審の点数もともかく、一方で入札参加資格のところでは実績等を求めていますので、そちらとの見合いの中でやっていけばいいのかなということで結論づけて、たたき台にしております。</p>
委員長	<p>確認いただいたということで、点数とこの工事を施工する能力との間には、このくらいで線引きすれば大体満たされるだろうということですね。</p> <p>1つ1つの修正点ですけれども、1ページの2者JV、3者JVの業種については、第1順位は建築、第2順位、第3順位は建築、電気、空調かつ給排水衛生工事のいずれかとするということで、第2順位を設備にも広げたという形ですね。建築、建築、設備じゃないと設備は入れないというお話だったのを、建築、設備の2者でもオーケーという変更です。</p> <p>これについては、トップの建築が経営上立ち行かなくなったということが起こったときに、2番手に期待するということでしたが、そういう心配は余り要らないんじゃないかということで、その慮りを外してこういう設定にするということです。これは前回の議論でもいろいろお話ししているとは思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。</p> <p>では、次の単体、JVの代表構成員（第1順位）の条件ですが、過去10年間というのが平成22年度以降ということで、より明快に書き加えたということですね。庁舎実績は「延べ面積10,000㎡以上の庁舎」ということで、これも表記の仕方を変えたということで、それ以外は変わっていないですね。</p> <p>それから、2ページに行って、「新築・改修」というのを「新築又は改修」にしたということですね。これは文意としては変わっていないということで、より明確に誤解のないようにしたということでございます。</p> <p>それから、3ページに行きまして、先ほどの変更に伴って、第2順位については記述が変わったということです。第2順位で参加する電気設備等の設備事業者の記述を追加したと。</p>
事務局	建築と同じように、第2順位については全て1300点を求めることにしたというのを、改めて記載したということでございます。
委員長	最後のページですけれども、第3順位については全部1000点とい

発言者	発言内容
	<p>うことで変更はないですね。</p> <p>先ほど建築、建築、設備じゃないと設備が入れないというのは、いろいろ質問されたときになぜかという答えがしにくいということと、第2順位で入ってくる設備の方には、やはりしっかりした業者さんに入っていたきたいということでの変更かと思います。</p>
委員	1600点だと何社ぐらいなのかというのが。
委員長	ちなみに何社でしたか。
委員	40社。ただ、ハウスメーカー等も入っているので。
委員長	そのくらいの規模の業者の方に入っていただくのにふさわしい難易度の高い工事であろうということです。
委員	ちょうど40社。
委員長	<p>では、この資料1につきましては、これをベースにして実施要領を作成するというで進めてよろしいでしょうか。</p> <p>いいですか。</p>
委員	はい。
委員長	<p>皆さん、よろしいということですので、こういうことで進めさせていただくということで、よろしくお願ひします。</p> <p>それでは次に、議事(2)総合評価方式における評価項目について、事務局から説明をお願いいたします。資料2です。</p>
事務局	<p>資料2の総合評価方式における評価項目について御説明させていただきます。</p> <p>こちら第1回の委員会においてお示しさせていただきましたたたき台をもとに、委員会での御議論を踏まえて、内容を加筆、修正しまして、さらにその評価の内容が重複している部分を整理したものでございます。主に赤字で記載している部分がたたき台からの変更点となっております。前回の資料については、お手元のファイルの資料10になります。</p> <p>まず、1ページと2ページにまたがります施工実績において、組織と技術者共通でございますけれども、「過去10年以内に施工したもの」との表現については、先ほどの入札参加資格と同様に、「平成22年度以降に竣工したもの」と付記し、基準を明確にさせていただきます。また、①、②につきましては、やはり「×」とか、「+」といった表記を正しく記載するように変更してございます。</p> <p>次に、3のホール工事の実績を新たに追加したところでございます。前回の議論の中で、入札の参加資格において施工実績を求めているのであれば、同時に評価の対象としてもよいのではないかと御意見もございましたので、追加させていただいたところでございます。内容といたしましては、入札参加資格において、座席数500席以上の施工実績を求めておりますので、評価の項目としてはやや差を設ける形で、今回の実際の工事内容と同等の900席以上の施工実績を求めてはどうかということで設定させていただいたところで</p>

発言者	発言内容
	<p>ございます。</p> <p>次に、2ページ下段の地域貢献の項目でございます。前回のたたき台では、区内事業者の育成に関する項目を設けておりましたけれども、議論の中で、育成という観点では、その効果などの将来像を含めて定量的な評価が難しいのではないかと等の御意見もいただきましたので、項目としては削除させていただきました。</p> <p>また、区内事業者にどの程度の金額を発注するか項目におきましても、金額では後の確認が難しく、体制表みたいなもので示す方式でもよいのではないかと御意見も頂戴してございましたけれども、他の自治体でもこの方法で採用している事例も多いことから、当初どおりの表現とさせていただきます。</p> <p>また、あわせて、その右側の着眼点などの記述において、前回は区内事業者の下請の発注金額に限定して評価するようになってございましたけれども、下請に限らず広く日常品を含めた区内調達発注金額を評価の対象とするよう表記させていただきます。なお、JVによる区内事業者への出資比率については、前回同様、評価の対象としないことにさせていただきます。</p> <p>次に、3ページから6ページの技術提案評価の項目についてです。冒頭申し上げたとおり、この評価の中で重複する項目があるのではないかとこともございましたので、全体的に整理してございます。前回のたたき台では、「合理的な施工計画」、「設定工期内の各工期の最適化」、「安全な敷地内の居ながら工事計画」、「免震構造の分割施工及びホール改修における品質の確保」、それから「近隣配慮・環境配慮・情報公開の取組み」といった5つに分類してお示ししてございましたけれども、今回の案では7つの項目に再整理させていただきます。</p> <p>まず、項目の1として、「事業特性を考慮した施工体制」の提案を求め、合理的な施工体制を構築しているか、長期事業であることを考慮した技術者の配置が検討されているかなどを問いたいと考えてございます。</p> <p>次に、項目の2として、「合理的な施工計画」の提案を求め、地下レベルや壁面位置の違いに対して施工計画や施工ステップが合理的か、また、周辺地盤等への影響を抑えられる施工計画であるか、耐震補強と機能向上を同時に行う区民会館ホール改修の施工手法などについて問うようなことを考えてございます。</p> <p>項目の3としては、本工事の大きな特徴の1つでございます「段階的引渡に対する技術的配慮」の提案を求め、免震性能が適切に発揮される施工手法か、また、仮使用範囲の免震変位モニタリングや、地震等により変異が生じた場合の対策などを問いたいと考えてございます。</p> <p>項目の4でございますけれども、「設定工期内の各工期の最適</p>

発言者	発言内容
	<p>化」の提案を求め、約6年間の工期を遵守するための対策、あるいは庁舎移転を予定どおり実施するための工程調整の方法などを聞きたいと考えてございます。</p> <p>項目の5は、「運用中庁舎との同一敷地内での安全な工事計画」の提案を求め、来庁者や職員の動線確保や安全対策、また、長期間にわたる工期中の自然災害発生時の安全確保のための手法や体制といったものを聞きたいと考えてございます。</p> <p>項目の6は、「周辺環境配慮への取組み」の提案を求め、騒音、振動、粉塵対策など近隣住民への配慮や、庁内の執務環境への配慮、また、進捗状況の発信など地域とのかかわりを持つための手法などを聞きたいと考えてございます。</p> <p>最後の項目の7につきましては、「環境負荷の低減、社会的動向等への対応に関する提案」を求め、廃棄物処理やリサイクル等の取組み、あるいは世田谷区公契約条例の遵守や働き方改革、ダイバーシティ対応の取組みなどの項目を設定したいと考えてございます。</p> <p>資料2に関しましての説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>これも前回議論した内容に基づいて修正が加えられている、あるいは追記されているということでございますけれども、何か御意見、御質問等はございませんでしょうか。</p> <p>参加資格よりもさらに絞り込んで、より高い実績とか能力をお持ちのところには評価していくということは当然でございますけれども。</p>
委員	<p>施工実績のところ、「4つの実績を評価する」とあるんですけども、これのそれぞれの点数を、1つあれば満点にするのか、複数やっていたら高得点にされるのかとか、どういうふうにされるのかわかると。</p>
事務局	<p>後ほどこの配点の部分について、また事務局から御説明させていただこうと思っております。というのも、実績の部分をどれぐらいの配分にするのかが事務局のほうでもわからないところもあって、本日の会の中で、また御検討、御意見をいただきたいと思っております。そういう意味では、資料5のほうでさらに細かく、こういうのも設定していいかということも、ちょっと御意見をいただこうと思っておりますので、そちらの中でまた御説明させていただきたいと存じます。</p>
委員	<p>項目を挙げたという理解でいいですね。</p>
委員長	<p>そうですね。当然、配点と項目を組み合わせて最終的には見ていただかないといけないかと思いますが、その戻りはあるとして、項目立てとしては、こういうことでよいかどうかの判断をしていただければと思います。またここに戻るといふこともあるということですよ。</p>

発言者	発言内容
委員	<p>意見としては、⑦の環境負荷低減とか社会的動向対応というのを 入れていただいたのは、大変結構だと思います。</p> <p>あと、すごく細かいんですけれども、書く身になると、1.5枚と 言われると結構つらい。白紙が半分出るから、1枚か2枚にしたほ うがいいかなと。1.5枚と言われると、A3をつづっていくとどこ かで半分の白紙が出てしまうので、整数のほうがいいかなという気 はします。好みの問題でございます。</p>
事務局	<p>何枚にするかというのも、事務局では、また後ほど評価の体制に ついては御説明しなければいけないんですけれども、見るにして も、たくさんあり過ぎてちょっと見切れないでしょうし、何者も 出てきた場合、すごく資料が多くなってしまいますので、どれ ぐらいがいいのかというのはちょっとわからない中で、これぐらい なら見られるかなと。</p>
委員	<p>1.0と0.5は続いていていいんですけども、1.5ページと言われ ると、次のところが半分ずれるから、整数にしておいたほうが見やす いかなというだけです。別に他意はありません。</p>
事務局	<p>わかりました。</p>
委員長	<p>体裁としては、1枚刻みのほうがいいんじゃないかということ ですね。</p>
委員	<p>最後は0.5、0.5で1ページになるからいいと思うんですけれど も、細かくて済みません。1.5枚というのは白紙が出ちゃうから書 きづらいたろうなど。</p>
委員長	<p>評価の上ではここに重きを置くということも含めて1.5枚になっ ているということだと思いますけれども、だったら2枚でもいいん じゃないかと。あるいは1枚でも。とにかく上限をしっかりとつけな いと、恐ろしく細かい字で、これでもかという情報が組み込まれて きますので、それだったら2枚にしてゆったり目に使っていただく ほうが。多分めっちゃくちゃ書き込んでくると思います。</p>
事務局	<p>その辺は御意見を踏まえて調整させていただきたいと思 います。</p>
委員	<p>引き続き細かいことで恐縮ですけれども、レクでお話しさせて いただいたことなんですけれども、一番最初の施工実績のところ で、③のホールの工事实績を見ると、「新築又は改修」という言葉 が残っているんですね。そうすると、さっきの委員の御質問で同 じで、どっちでどう評価していいのわからないというのがあって、 どっちかに絞ったほうが審査する側とすると明快じゃないかとい う気が僕はするんです。同じでもいいんですけれども、じゃ、500 席と900席の差ということで、900席のほうが重要なのか、それとも 新築のほうが重要なのか、改修のほうが重要なのか、その辺もはっ きりさせたほうがいいのではないかという気がします。</p> <p>でも、これも評点がどれぐらいになるかによっても内容は変わっ てくるかと思うんですけれども、ちょっとそれが気がついたことな</p>

発言者	発言内容
	<p>ので、この先の議論にも関係するかと思いましたが、申し上げておきます。</p>
事務局	<p>今回、参加資格につきましては、ある程度広めにとらせていただいているというか、例えば7万平米以上やったところというのを、実際に合わせるとほとんどなくなってしまいうだろうという御意見をいただいておりますので、そういった感覚で、今回、評価項目の部分につきましては、今御意見をいただいたように、区として実施いたします例えばホールであれば900席でリニューアル的な改修を行うという実際のプロジェクトがございますので、そちらに寄せたほうが良いという意味合いでの御指摘と受けとめておりますので、そういった部分も含めて御議論いただいた方向で決まるのであれば、そういった修正が良いのかなと思っていますところでは。</p>
委員長	<p>これは新築と改修を、例えば500席の新築と900席の改修が出てきたときに、どちらがというようなことは、900席のほうが高いんだけれども、改修と新築は評価の上では余り区別しないということではよろしいんですか。</p>
事務局	<p>今回の区の計画といいますか、プロジェクトにつきましては、1200席あるものを900席にいわゆるリノベーションしていくというものでございますので、参加条件としては500席以上の新築または改修とさせていただきますけれども、実際のプロジェクトに寄せるとすると、900席の改修工事という表現のほうが、より目的にあった、実際に区がやるものの実績があるという評価になるのかなと思っています。</p>
委員長	<p>そうすると、改修工事のほうがポイントとしてはプラスになると。</p>
事務局	<p>ホールにつきましてはそうなるかと思っています。</p>
委員長	<p>これは、実績報告書、実績調書、コリンズですけれども、業者さんとしては、そういう評価だったら改修で出せばよかったみたいなことにならないようにはなりますね。改修工事のほうが評価が高いんだということは事前に伝わると。</p>
事務局	<p>実施要領等で、評価点のつけ方のところはお示しすることになるかと思っています。</p>
委員長	<p>発注者として何を求めているかというのが明確に伝わっていないと、それにふさわしい資料が出てこない、それによって的が外れてしまうことがないように、しっかりしていただいたほうが良いと思います。</p>
委員	<p>今の延長になりますけれども、発注する側の立場からすると、本例については改修の実績を重視したほうが良いと思っています。あとは、これをどう確認するかということも御意見をいただけると。単に改修というと、改修のレベルも大分違うと思うんですね。例えば舞台機構や舞台照明などをかなり大規模にリニューアルする</p>

発言者	発言内容
	<p>ような実績を本来求めたいわけですからけれども、そういう場合にどういいうものを提出書類として出させればいいのかということも含めて、御意見を皆様からもいただきたいと思っています。</p> <p>関連して、実績については、参加者資格とは違って実績評価になるので、今と同じように、このプロジェクトに適したというか、意識した実績にしたほうが良いと思っています。例えば②の「同一敷地内の建替」という表現だと、例えば今、川崎市で建て替えをしていますけれども、あそこの例で言うと、本庁舎にいる職員は全部敷地外の仮庁舎に移転し、敷地内は空っぽにした状態で既存の建物を壊し新築する。これも、この言葉で言うと該当してくる。同一敷地内での建て替えという該当するようにも読めると思っています。つまり、建て替え中に既存の建物の運用もしながら同一敷地内で建て替えるといった記載のほうが望ましいのではないかと思います。</p>
委員	<p>先ほど後ろで点数とおっしゃったんだけど、項目をどう評価するかということ議論すると今みたいなことが出てきて、例えば5件やっているほうを評価するのか、同一敷地内ですごく難しいのを行っている1件を評価するのかは、点数を示さないと多分議論ができなくて、後ろの資料にあるということであれば、例えば今おっしゃったような点数を3点、2点、1点とつけておいて、3点はこういう工事である、2点はこういう工事、1点は同一敷地だけでも別の場所のもの、N数をどこまでとっていいかという、やった工事のうちの代表的な5件とか、あるいはもう少しNが増えるほうが得になるのかとか、示し方によるのではないかと思います。</p>
委員長	<p>今日詰められるかどうかわかりませんが。</p>
委員	<p>委員がおっしゃられるように、評価採点の仕方とここはセットだと思います。</p>
事務局	<p>もう1回戻るような感じで、あとの資料5で、資料2と比べながら進めていただければ幸いです。</p>
委員長	<p>特にいい工事をしているみたいなことというのは、ブラインドでやるわけですね。この会社はこんなのをやっているというのは、わからない。だから、数とか面積とかそういう指標でしか評価できない。例えばそれでBCS賞を取っているとか、そういうのも評価の対象になると思うんですけども、あからさまに物件のいろんな情報がわかってしまうということもまた困ってしまうので、そこは非常に難しいですね。</p> <p>総合評価では、業者さんが特定されるような情報は出さないでいただきたいということですが、それでも特許工法とか、やっぱり有名なとか、いい工事として著名なものは見た瞬間わかってしまう可能性も十分あるわけですが、そういうことに十分配慮しつつ、公平な判断、かつ、その結果いい業者さんが選ばれる</p>

発言者	発言内容
	と。公平にやらなければいけないんですけども、その結果、目的とちょっと違うというのは一番困るので、審査される組織の良識みたいなものも求められていると思います。
委員	今ちょっとお話にもあったように、ホールの改修でいうと、「改修工事（模様がえは除く）」とかそういう書き方が必要ですよ。委員の意見はそういうことですよ。レベルをちゃんと考えないと、新築は新しく建てるからいいですけども、改修といってもいろんな改修があるのでという話。
委員	リニューアルとか書きちゃう。
委員	そうだね。
委員	日本語で言うリニューアルですけどもね。日本語で言うリニューアルは、割と全面改修という感じで。今ざっとネットで見ても、多分900席以上のリニューアル、加点の要素としてはそうしてもいいと思うんですが、日本全国でせいぜい30ぐらいですよ。
委員	そうですね、そんなに多くないんです。
委員	多分応札してくるような業者さんは、1個や2個はやっているんだと思います。
委員長	改修工事の頭に、今、委員が言われたような、総合的なとか、全面的なとか、そういったニュアンスが入ったほうがいいかもしれないですね。照明だけ入れ替えたとか、舞台の装置の入れ替えをしたとか部分的なことではなくて、総合的な改修と。
委員	そうですね。一番軽い的话になるとシートの入れ替えとかになってしまうから。
委員	そうそう。それは少なからずありますよね。
委員	天井張り替え。
委員長	いいですか。
委員	今、実はホールの改修は結構いろんな自治体で行われていると聞いていまして、それは例の特定天井の問題なんですよ。落下防止をしなければいけない。ホールの天井はなかなか特殊な天井で、音響上も重い材料を使わなければいけないとか、形状も複雑だしということがあって、です。今さっきリニューアルというお話がありましたけれども、総合的に天井も含むというところとちょっとあれかもしれないけれども、多分技術的にはそこが一番重いポイントになるのかなという気はします。
委員長	そういうニュアンスが伝わるような、単なる改修ではなくて、ちょっと頭につけたほうがいいですね。それは参加資格のほうにもつけたほうがいいかもしれない。総合的なリニューアルとか、総合的な改修工事とか。
事務局	新築または総合的な改修工事みたいな表記。
委員長	イメージですね。

発言者	発言内容
事務局	この工事の施工実績ですとか、地域貢献については、後ほど評価の配点のところでも御説明しなければいけないと思っていたんですが、ここは事務局のほうで一定程度評価していく部分かなと思っ ているので、より具体的に、それにピンポイントで合った資料を出して いただきたいので、さまざま御意見をいただければと思っております ので、よろしくお願ひします。
委員長	では、これについてはそういう形でちょっと直していただくとい うことで。 変更の仕方までここで決めておいたほうがいいですか、それとも 事務局で調整していただくということによろしいですか。
事務局	今いただいた御意見を踏まえまして、事務局で直させていただきます て、その内容を次回御確認いただくという形で進めさせていただきます ます。
委員長	では、そういうことでお願いいたします。 他はいかがですか。
委員	⑦の「世田谷区の公契約条例の遵守をはじめ」というか、公契約 条例の遵守は絶対条件ですよ。大手さんが来ると、公契約条例は 区とか市町村レベルなので、調べてくるとは思いますがけれども、逆 に御存じないかもしれない。23区とか市レベルが多いので。世田谷 区の公契約条例の遵守というのは独立して、その他、働き方改革と か労働基準法改正への対応とか、どうせ工期期間中に労基法の改正 が施行されてしまうのでやらざるを得ないということですがけれど も、それとダイバーシティ、それから建設業の話でいうと、建設業 の担い手確保に資する活動とか、業界として結構注目を浴びてい るので、例としては出ていてもいいんじゃないかと。公契約は独立 で、その他の社会的動向への対応について書いてもらうということ でよろしいのではないかと思います。
委員長	より具体的に盛り込めるものは、具体的に書いていただきたいと いう御意見だと思います。 でも、公契約条例は遵守しなければいけないわけですよ。
委員	区の条例だから、絶対しなければいけない。
委員長	これは遵守は当然のこととして、遵守しないような提案がもし出 てきた場合は、それは零点にするか、即失格になってしまうか。
委員	そうそう。だから、日本語としては公契約条例の遵守及び働き方 改革とか、ダイバーシティとか、担い手確保とか何とかと書くんで しょうね。
委員長	遵守は当然のことと。 委員、3ページの赤字のところ、中段の「仮使用範囲の免震変 異モニタリング」とか、ここはこんな記述で現状はよろしいです か。
委員	これでいいと思います。

発言者	発言内容
委員長	<p>そうすると、資料5を見た後にまたちょっと変更があるかもしれませんが、とりあえずはこれで御承認いただいたということにしたいと思います。</p> <p>次に、議事(3)評価配点について、事務局から資料3の説明をお願いいたします。</p>
事務局	<p>それでは、資料3の評価値の算定方法について御説明をさせていただきます。第1回検討委員会で、国土交通省のガイドラインをもとに御説明させていただいた内容と一部重複する部分がございますけれども、御容赦いただきたいと思います。</p> <p>まずは、加算方式と除算方式についてでございます。その特徴について記しておりますので、表をご覧くださいと思います。</p> <p>左側の加算方式ですけれども、これは価格評価点と技術評価点を足し合わせることで評価値を算出する方式でございます。一方、右側の除算方式は、技術評価点を入札価格で除して評価値を算出する方式でございます。委員の皆様も御存じかと思えます。</p> <p>加算方式の特徴としましては、まず1点目として、価格のみの競争では施工不良等のリスク増大が懸念される場合に、技術力を評価することでリスクを低減し、工事品質の確保を図る観点から、価格に技術力を加味する指標であること。2点目として、技術評価点と価格評価点の項が独立してございまして、それぞれに対して評価値が一次的に変化すること。3点目として、価格と技術の配点を適切に設定することにより、品質向上とコスト縮減のバランスがとれた応札が期待できる、このようなものが挙げられてございます。</p> <p>これに対しまして、除算方式の特徴でございます。1点目は、技術提案により工事品質のより一層の向上を図る観点から、価格当たりの工事品質をあらわす指標であること。算定式の分子になる技術評価点を上げて評価値は一次的にしか増加しない一方で、分母となる価格を下げると評価値は累加的に増加するということ。3点目として、技術評価点を上げるよりも価格を下げるほうが高い評価値を得やすいため入札率が低下する傾向が強くなること。このようなことが挙げられてございます。</p> <p>枠の下ですけれども、参考1については、現在世田谷区で行っています施工能力審査型総合評価方式、これは簡易型のものでございますけれども、その算定方法を記載してございます。区で実施している現行の総合評価方式では、加算方式を採用しているところでございます。</p> <p>続いて、裏面をご覧くださいと思います。参考2としまして、東京都の総合評価方式の算定方法を掲載してございます。東京都は、技術提案型では除算方式、その他の技術実績評価型、技術力評価型、施工能力審査型では加算方式を採用してございまして、ケースにより分けているものでございます。</p>

発言者	発言内容
	<p>本庁舎の整備に当たりましては、施工上の工夫に係る技術提案は求めるものの設計に変更が生じる提案までは求めておらず、価格のみならず施工の確実性をあわせて評価したいと考えてございます。また、本件の事業規模や難易度を考慮しますと、価格を下げることで累加的に評価値が増加するよりは、品質向上とコスト削減のバランスのとれた応札を期待したいと考えてございます。これらのことから、事務局では加算方式を採用したいと考えてございます。</p> <p>具体的な算定方法に入る前に、加算方式と除算方式について御議論をいただければと考えてございます。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>ただいまの御説明について、大きな方向としては、資料3の表面に書いてありますけれども、工事の規模とか状況は全然違いますが加算でやっておられるということと、今回の工事は、低い価格を追求して発注者として方針を決めるというよりは、価格と技術のバランスのとれた提案とか業者さんにやっていただきたいということが大きな方針としてあって、加算方式でいきたいと。</p> <p>特にその中で、技術実績評価型、技術力評価型、施工能力評価型とございますけれども、この辺の調整も含めて、今日、この中のどれに絞るかというお話までは持っていかななくていいんですか、裏面のどれかを選ぶところまで持っていく。</p> <p>とりあえず、ここでは加算か除算、どちらがいいかという判断でよろしいんですね。</p>
事務局	<p>区の判断として、加算でいきたいということでこういう特徴もお示ししながら、今回のプロジェクトにおいて、委員の皆様から御意見がいただけたらとは思っています。加算のほうにはこんな落とし穴があるよというのがあるとあれなもので、そういうことも含めて御意見をいただけたらと思っております。</p>
委員長	<p>という前提で、今この資料3について御意見をいただければと思います。</p>
委員	<p>今回いろいろ図面も見て伺っていると、工事が結構難しそうな形になっていたり、居ながらもあるので、どちらかという価格だけを追求すると、ちょっと工事上、怖いところもあるので、加算で行うというのと、入札率を余り下げるのが、普通、私なんか経験していると、90%とか89%が使われることが多いんですが、どこまで下げるかというのは今まで世田谷区で明記されたものがないらしいので、それらも加味して行われたほうがいいのではないかと思います。</p> <p>一番の批判は、区民の税金をそんなに高く、できるできると言っているのかというのに対してどう答えるかという話なんですけれども、それが十分加味されるような加算方式であれば、私は問題ないとは思っています。一番は、どうして安くするのがいけないのかと質問されたときに、リスクの話ですか、工事期間が長いとか、そうい</p>

発言者	発言内容
	<p>うのが説明できるようになっていないとまずいんじゃないかと思えます。</p> <p>加算でいかれて、東京都のが非常によく書かれているので、今回のいくと、実績でできるところが無難な気はしますけれども、ただ説明をどうするかというのは、よくここの委員長や委員と。説明はしておかないとまずいだろうなと思えます。</p>
委員長	<p>最低制限価格の設定というのは、いろんな過去の状況によると、70%台で落ちているものもあるということで、ここのところを今回どう扱うかというのはあるんですけども、低い価格が出てきて、それによって落札者が決定するということで、後々工事の実施において、何か問題が生じるような事態はやはり避けたほうがいだろうと。もちろんしっかりした業者さんを参加資格で絞っているわけだから、それは安いほうがいいんですけども、安過ぎてということのもちょっと困ってしまうということがあります。リスクの部分というのは見込んで応札していただきたいと思えます。</p> <p>今、委員から説得力のある御意見をいただきましたけれども、どうですか。</p>
委員	<p>低入の話はまた後ほどやるんだと思えますけれども、私も低入札調査基準のようなものを国交省も出しているもので、これは世田谷区というよりも、国も最近では安ければいいじゃなくて、安い場合には調査が入るような制度もあるということで、議会や住民には説明をします。それをどうやって切るか、本当に調査するのは大変という話もあるので、それは簡便なやり方があればということも含めて後ほどの議論だと思えますが、理由づけとしては、そういう理由づけにしておいて、加算でよろしいのではないかと思います。</p>
委員長	<p>では、表の面に書いてあるお話に関しては、加算方式を採用して、その中でどうやっていくかというのは、ここで休憩を入れませけれども、休憩の後にまた御検討いただくということで、第一段階としては加算方式でいくことにさせていただきますよろしいでしょうか。</p> <p>非常にスムーズな運営に協力していただきまして、予定よりちょっと早目に進んでおります。</p> <p>では、議事(3)の途中ではございますけれども、ここで10分間の休憩に入らせていただきます。</p>
	休憩
委員長	<p>それでは、10分間の休憩が終わりましたので再開したいと思います。</p> <p>引き続き価格点の算定方法について、事務局から資料4を含めまして説明していただきたいと思えます。よろしくお願ひします。</p>
事務局	<p>それでは、資料4の価格点の算定方法について御説明させていただきます。</p>

発言者	発言内容
	<p>今、価格点については加算方式ということですが、左側の案1は、東京都の技術実績評価型を参考に作成したもので、右側の案2が東京都の技術力評価型を参考にしたものでございます。言葉上、技術実績評価型と技術力評価型となっております。この2案の違いについては、それぞれ青色と赤色で記載している係数の部分のみでございます。</p> <p>この算定方法の説明として、参考資料1-1と参考資料1-2をご覧くださいと思います。</p> <p>まず案1をもとに算定した場合の方法と仕組みについて御説明させていただきますと思います。参考資料1-1になります。価格点ですけれども、まず、式①に対し0.13、また式の②に対して0.87の和によって算出された150点満点となるようにしてございます。</p> <p>式①につきましては、応札者の中で最も低い金額を入札した者の価格である最低入札価格に近ければ近いほど加点される相対評価となっております。最低入札価格が基準値(A)を下回る場合は、式の中で最低入札価格としている箇所を基準値(A)に置きかえて計算することとしているため、入札価格が基準値(A)を下回る場合には、式①の算定結果は上限が150点で固定となり、今回のシミュレーションでは、基準値(A)を予定価格の72.5%と仮定してございます。</p> <p>これに対して、式②は、東京都の低入札調査基準価格の算定方法に準じて計算する基準値(B)に近ければ近いほど加点される絶対評価となっております。入札価格が基準値(B)を下回る場合には、式②の計算結果は上限の150点で固定となります。今回のシミュレーションでは基準値(B)は予定価格の90%と仮定してございます。</p> <p>資料右側のグラフは、最低入札価格が予定価格の97.5%、95%、90%、80%、70%であった場合を想定してシミュレーションしてございます。シミュレーション5のグラフをご覧くださいと思います。先ほど御説明しました式①と式②の特徴により、入札価格が90%の基準値(B)、つまり低入札調査基準価格を下回ると加点率が抑制され、勾配が緩やかになってまいります。また、仮に72.5%の基準値(A)を下回る場合には、満点の150点で固定となってまいります。</p> <p>続いて、下段の表をご覧くださいと思います。表の見方について説明しますと、シミュレーション1は、最低入札価格が97.5%、すなわち予定価格近くに入札が集中したケースであり、予定価格100%の入札で68.23点、97.5%の入札で96.4点の価格点をとることができることとなります。シミュレーション3では、100%の入札で67.5点、それが最低入札価格である90%で満点の150点になると。100%の列をご覧くださいとおわかりいただけると思いま</p>

発言者	発言内容
	<p>すが、予定価格ちょうどで入札した場合にも、65点から68点程度の価格点を得ることができるために、150点満点とはいえ、実質の競争は70点弱から150点の間で行われることとなります。</p> <p>表の下の囲み部分をご覧いただきたいと思います。1点当たりの価値を価格に割り返したのになりますけれども、最低入札価格によって変動いたしますけれども、90%の場合の例では、1点当たりが約5200万円の価値となります。</p> <p>続いて、参考資料1-1と1-2を比べてご覧いただきたいと思います。案1と案2を比較しての御説明でございます。式①の係数が案1では0.13に対し案2では0.4、式②の係数は、案1では0.87に対して0.6となっておりまして、案1と比べますと式①の影響を受けやすい算定方法になってございます。</p> <p>それぞれの資料の右側のグラフを比較いただくとわかりやすいと思いますけれども、グラフの一番下です。案2は、案1に比べまして、90%以下の入札があったとしても加点がされやすくなります。一方で、案1は先ほどもお話ししたように、90%以下の入札では加点の抑制が大きくなってまいります。</p> <p>次に、もう1度下段の表をご覧いただくと、特にシミュレーションの1と2では、予定価格ちょうどで入札した事業者と最低の金額で入札した事業者の価格点の差が案2のほうが大きくなることにおわかりになるかと思っております。これも、案2のほうが式①の係数の割合を大きくしている結果でございます。</p> <p>さらに、資料下側の1点当たりの価格をそれぞれご覧いただきたいと思っております。案1では、最低入札価格が97.5%の場合では1点当たりの価格が3860万円、90%の場合では5200万円と、おおむね4000万円から5000万円程度の範囲で推移することになってございます。一方、案2では最低入札価格との相対評価である式①の影響を受けやすいことから、最低入札価格によって1点当たりの価格が大きく変動しまして、97.5%の場合には2510万円となり、90%の場合の5200万円と比較して2倍以上の差が開き、1点当たりの価格という観点では、最低入札価格による影響がかなり大きく、技術評価点の1点の重みへの影響も少し課題ではないかと考えてございます。</p> <p>案1と案2の大きな違いについては、ただいまの3点でございます。説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>先ほど議論して決めた加算方式であるということと、その中で東京都の技術実績評価型と技術力評価型という少し極端に考え方の違う例ではあるんですが、この中で案1、案2をベースにして決めていきたいということです。チューニングとして若干比率を変えることもあるかもしれませんが、どちらがいいかということで議論していただければと思います。</p>
事務局	<p>補足としまして、東京都の算定方法を参考にさせていただいたの</p>

発言者	発言内容
	は、この価格点については最低入札価格によって点数が決まってくるものですから、我々実施する側としても、あけるまで結果がわからないというところもあって、公平・公正な面からもこのようなやり方がいいのかなと思って参考にさせていただいている経緯もございます。
委員長	このルールのもとで、どんな札が入って、どんな結果になるかというのは、これでしっかり理解して、どうだというのはなかなか頭がよくないとできないんですけれども、入札のルールはまずこういうことでいきたいと。
委員	質問で、東京都の参考が出ていますけれども、0.13、0.87と、0.4と0.6というのは、東京都はこの係数を示しているんですか。それとも幅を持って示している。
事務局	幅はなくて、このとおりの数式です。特に案1のほうは0.13で微妙な数字になっているものですから何かの意図があるのかとお伺いしたところ、これまでずっとやってきた中で、多分いろいろと変動しながら、塩梅としてこれが一番いいということで、東京都はこの割合を採用してやっているということでございます。
委員	そういう形からすると、両方の方式とも係数をわざわざいじるだけの根拠が我々にあるかと言われれば、もとの係数を使ったほうが説明はしやすいと思います。あとは、どっちかという話けれども、実績評価をしようというなら実績を使えという話になるのかなという気はします。どちらかを選ぶという話になる。
委員	もう1つ確認ですが、極端な低入札があっても、それが最低入札価格なのか、それは例えばどこかに読みかえてしまうのか、現状はすごいのが来たらそれが最低になってしまう。
事務局	その最低の具合にも……。基準値（A）の72.5%が限界になっているということです。
委員	それ以下は、72.5%にすると。
事務局	どんなに下げてもそこで。
委員長	競争相手の点に左右はされないということですね。要するに、攪乱で札が入ってきちゃったりすると、評価の軸が変わったりするといけないので、そこは固定しているということになりますね。
委員	そのほうがいいと思います。それが何%であっても、相対の点数になると。ただし、そこに近いような人はいい点数になるということですね。
委員長	そういうことですね。
事務局	入札価格がどうなるかによって変わってきてしまうと。ただ、余りに下げても、72.5%以下のものについては評価されないというものはさすがにあると。 それと、前も一度御説明してございますが、世田谷区も今回実施

発言者	発言内容
	<p>するのに当たりましては、区では90%以下のところで低入札調査基準価格を設けますが、パーセンテージについては公表はしてございません。また、低入札調査制度をとりますので、一定価格以下になった場合については、当然失格基準の数値を設けていると。そちらの数字についても区のほうでは公表していないということでございます。</p>
委員	<p>低入の上限の国が示しているやつが基準値（B）ですね。</p>
委員長	<p>これは組み入れ率を掛けて出した一般的に言うと89%、90%ぐらいのところ制限になるということですね。</p>
委員	<p>たしか最高で92%になると思います。</p>
委員長	<p>私も東京都の財務局のこのルールについてはずっとかかわってきたんですけども、最初、案2みたいな形でやっていて、やはり公共工事の品確法の経緯とかで、こういった線が折れる位置とか高さというのは調整してこうなっているとは思いますが。</p>
委員	<p>結局90%を切ると低入札調査を、例えば案1でいくならば、90%、40億円下げたときに150点。</p>
事務局	<p>最低で入れた方が、その場合について150点になるということですね。</p>
委員	<p>そういうことですね。最低が、誰がどれぐらいを入れるかによって変わってくるわけですね。</p>
事務局	<p>ということで、入札を実施する側もある意味読めないということであれば、公正性は保たれるものかと思えます。</p>
委員長	<p>今の御質問は、どんな方が入ってくるかによってゲームが変わってしまいますので、慎重にシミュレーションしておいたほうがいいわけですけども……。</p>
委員	<p>先ほど委員長がおっしゃったように、攪乱で極端に低い額を入れてくる方がいたとすると、その点数が変わってくるということ。</p>
事務局	<p>参考資料のほうでご覧いただいたように、一番低いところがどういうふうに入るかによって傾きが変わってきますので、上のほうで競っていらっしゃる方々の1点の重みが変わってくるということがございます。</p>
委員長	<p>今回は難しい工事ですし、全体として発注者の意向を正確に読み取っていただくとすれば、そういう攪乱要因があるような応札はないと願いたいと。入札の歴史の中では、一時そういう時代もありましたよね。今はどちらかという、そういう札は余り入らない状況になっているかと思えます。ルールとしてそういうものを抑止するようなものが入っていなければ油断はできないので。</p>
委員	<p>応札条件でフィルターがかかっている、恐らくそこでハウスメーカーとか、プラント系を除くと30社あるかどうかぐらいのゼネコンになるので、その中で攪乱するようなものを入れてくる場所は、普</p>

発言者	発言内容
	通に考えてないんじゃないかと思います。一所懸命とろうとしている皆さんが入れてくれば、これでかなり公平な、公正な点数がつけられるということなので。
委員	これは当然公表されるわけですよ。それで、このグラフを見ると、基準値（B）の値ではっきり折れ曲がるので、そこに1つ閾値が設けられるわけですがけれども、基準値（B）の90%というのも公表してしまうんですか。90%は決まりですか。
事務局	基準値（B）は実際に計算した数字になるということです。ぴったり90%ではなくて、計算に基づいて出した数字が大体90%に近いような、先ほど委員からあったような中での基準値。
委員長	組み入れ率のそれぞれのパーセントというのは過去ずっと引き上げられてきて、今こういう状態になっているので、前はもっと低かった時期もあります。ルールを理解すれば、自分が攪乱要因になるか、普通の応札者になるかというのは、ルールを理解すればおのずとわかるということになります。
事務局	公告その他につきましては、例えば案1で決まった場合については、案1のところに書いてある式そのものをきちんとお示しすることになります。90%とかそういう示し方ではなくて、当然直接工事費であったり、共通仮設費というものに基づいて各社さんが想定されるんだと思いますけれども、そういったものの中で、今お話しただいた部分を想定して、そのところからは角度がつくんだということを読み取っていただくことになると思っております。
委員長	<p>案2のほうでいった場合に、価格で勝負してくるような業者さんで、従前調査みたいなものにも十分対応して、札を入れてくるような業者さんというのが、予定価格は事前公表しているわけですから、覚悟して入れてくる可能性はあるわけですよ。それは事前によく検討して、応札した業者さんがいるということですから、そのときは発注者としても覚悟しなければいけない。何かの理由で、求めた資料が全部出てくればそこにやっていただくというのが、価格も安いわけですし、ここまで積み上げてきた参加条件とか、採点の仕方の基準にのっとってしっかりした競争がされるということですね。</p> <p>ちょっと脱線しますがけれども、私が心配しているのは、ルールとして、応札者が余りに絞られてしまうということも。1者応札だった場合に、このプロジェクトはどうするかというのはあるんですけども。</p>
委員	ルール上は1者応札でもありでいいんですか。
事務局	基本は1者しか参加者がいなかった場合には中止したり、延期したりとか、そういうことをあらかじめ書いておいて、そういうのを条件つきでやっているんですね。今、1者だった場合には指名をかけてもう1回全社指名にしてやっている。競争性を維持するため

発言者	発言内容
	に、逆に指名に切りかえてランク全員を指名するというやり方でやっているのが区の現状です。
委員長	東京都財務局の改革時には、1回そこでとめるということが入ったんですけども、今はそれがまたそうではなくなっていますから、応札者をふやすような工夫を発注者としてしなければいけないというようなことはあるんですけども、やはり難しい工事であるし、リスクも含まれているということであると、私の心配は、極端かもしれないけれども、1者応札の場合どう考えるかということとはあらかじめ検討しておく必要があるんじゃないかと。
委員	心配は、安いのを入れてくるよりも、入れてくれないほうが心配というか。
委員長	その心配も一方ではあるのではないかと。
委員	東京都は、1者応札だったらやり直したというのを1回徹底されて。それで公共工事が結構とまってしまって、修正されたんですか。
委員長	そうですね。
事務局	その辺につきましては、委員長からもそういういろんな可能性、変に潜ってくる、安く入れてくるようなところがあるかもしれないという可能性もあれば、どこも入札に応じていただけないということも含めて、さまざまな可能性について検討するということというアドバイスもいただいておりますので、そこについてはまだ明確な結論というのは出ていないんですが、現状としては、先ほど事務局からも説明したようなやり方はしておりますけれども、電子入札というやり方をとるところでいいますと、具体的に何社が応札しているかは外には見えないところもございますので、そういったこともあわせて、今後検討してまいりたいとは考えております。
委員長	<p>これまでの議論でいくと案1でいくという、冒頭の委員の御発言も全体をある意味あれして、積み上げた議論でいうと案1なのかなと思うんですけども、一方で、実績の面で、技術評価点で少し苦戦するかなという方が価格で勝負してくることにかなり閉じた形になりますので、そうすると応札者の興味をそいで、ごく少数の応札者になってしまう可能性もあるということですね。やっぱり発注者としてはいろいろ御心配もあるんじゃないかと思えますけれども。</p> <p>これはある種のゲームになりますので、どう転ぶかはちょっとわからないところはあります。</p>
委員	不落も怖いですからね。
委員長	<p>不調、不落も怖いですね。</p> <p>今、オリンピック以降の市場については、何となく厳しそうだから仕事をとりたいたいという機運はあるような感じもいたしますので、それ以上はちょっとここではわかりません。</p>

発言者	発言内容
	<p>では、今、委員の皆様の見解を伺うと、これまで積み上げてきた議論と整合するのは案1であるということで、案1の持っているある種のネガティブな部分もあるかもしれない。それについては、十分、今後、配慮して詳細を決めていくということで、案1を原則と決定するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>そうしましたら、案1で決めさせていただきます。</p> <p>議事(3)に関連して、先ほど来いろいろ出てきていますけれども、引き続き資料5の説明をお願いしたいと思います。</p>
事務局	<p>それでは、資料5の説明でございます。総合評価方式における評価配点のたたき台として資料をつくらせていただきました。</p> <p>まず、1ページ目に評価採点の考え方をお示ししてございます。2ページのA3横長の資料で、これに対応した2の評価配点の構成と、3の技術評価点の配点をお示ししております。このあたりが、先ほどの資料2の評価の項目との関連性が出てくるかと思っております。1ページと2ページを見比べながら御説明をさせていただきますと思います。</p> <p>まず、(1)の施工実績の評価点ですけれども、定量的な評価となりますので、恐らくは事務局が評価する項目となりまして、先ほど御説明いたしました資料2の施工実績に掲げた4つの項目に対して、組織と技術それぞれどのような配点にするのかという項目となります。</p> <p>案を2つ挙げておりますけれども、案1は施工実績をより重視したものとなってございまして、案2に対して倍の配点を設けて、それぞれの満点が32点と16点となっております。どちらの案も0点から8点までの5段階評価としてございますけれども、案1については、各項目について特に評価に値する実績条件に該当する場合や複数の実績がある場合は加点するなどして実績点で差がつきやすい、実績にも重点を置いたものと我々は考えてございます。</p> <p>案1の施工実績点の加点の例を前に投影をさせていただいております。①の免震構造実績については、延べ面積1万平米以上の免震構造の庁舎施工の実績に加えまして、これを複数建設し、事後的に免震層を接続して一体化した実績がある場合には、さらに2点を加算するのはどうかというものでございます。②の敷地内建て替え実績については、延べ面積1万平米以上の庁舎の同一敷地内の建て替えに加え、かつ工期中も同一敷地内で当該庁舎を運用しながら施工した実績がある場合にはさらに2点を加点する。そして、③のホール工事实績においては、900席以上の客席、音響、照明、舞台設備をもつ多目的ホールの新築又は改修工事实績に加えまして、同条件のホールの改修工事で、改修の前後で客席数を、例えば増減が2割以上となる工事の実績がある場合にはさらに2点を加点する。また最後の欄では、④の改修工事实績において、築50年以上を経過した鉄</p>

発言者	発言内容
	<p>筋コンクリート造で外観保全を目的した改修実績が複数の場合にはさらに2点を加点するなど、本工事の条件に寄せた実績がある場合には、組織、技術者ともに加点対象としてはどうかと考えているのが案1でございます。</p> <p>次に、(2)の地域貢献の評価でございますけれども、実績評価点と同様に定量的な評価であると考えてございますので、事務局のほうで評価する項目となると考えてございます。区内事業者への発注金額の多寡に応じて評価する項目となります。配点は14点満点となっており、最も高い提案額に応じた評価算定式を設定してはどうかと考えてございます。</p> <p>次に、(3)の技術評価点ですけれども、こちらは各審査者による評価値の平均値を採用する案となっておりまして、個々の評価項目に対して、0点から8点までの5段階で評価し、満点を104点としてございます。</p> <p>以上の項目と点数の構成、そして内容が、2ページの評価配点の構成と技術評価の配点となっておりまして、案1の場合には150点満点、案2の実績評価に加点しない場合だと134点という設定になってまいります。なお、価格点の満点は150点と案1と案2で同じ想定となっております。</p> <p>次に、(4)の失格要件でございます。こちらは技術評価点が特に劣っている提案に対して、失格要件を設定するか否かを御検討いただきまして、設定する場合はどのような条件がふさわしいのか、その例を幾つか示してございます。</p> <p>最後に、(5)のヒアリングについてでございます。こちらは各社の提案内容の確認のためにヒアリング機会を設けてはどうかということで御提案をしております。なお、このたたき台では、ヒアリングはあくまで確認の場としてございまして、ヒアリング自体に評価点は設定しないと考えてございます。</p> <p>次に、参考資料1-3を見ていただきたいんですけども、こちらは先ほどの資料4でお示した価格点と、今御説明しました技術評価点との評価配点を検討する資料としてつくってございます。</p> <p>まず、検討の前提としましては、区としては施工実績や技術評価等の技術力が、発注者が求める最低限のレベルを下回る事業者では、本工事の施工者としては望ましくなくて、例えば技術提案評価が最低限の2点に満たない事業者が、価格点のみで施工者に選定されることは、今回の総合評価方式の趣旨としてはそぐわないのではないかと考えてございます。</p> <p>例えば検討案の(1)設定条件にあるとおりに、価格点の算定方法は資料4の案1を用いて、基準値(B)については、先ほどと同じ予定価格の90%と設定した場合に、表にあらわすとおり、予定価格の90%で応札した事業者と、95%の5%差で応札した事業者とで</p>

発言者	発言内容
	<p>は、ここだけで価格点は42点の差がついてまいります。この場合に、(2)の技術提案評価の1項目当たりの配点検討に示すとおり、価格点の42点差を技術評価点で逆転するには、実績と地域貢献項目で仮に差がつかなかった場合には、技術評価点1項目当たり3.2点以上の差がないと逆転することができなくなるということでございます。</p> <p>これをもとに、右側の(3)の配当の検討結果をご覧いただきたいと思えます。評価の項目の配点は、施工実績を重視して加点する資料5の案1を採用しておりますけれども、表に示すとおり、技術提案が13項目あって、それぞれについてよいレベルの6点と最低限レベルの2点で、各項目ごとに4の差をつけることができれば、合計点で価格点の42点差を上回り、価格点150点満点のB者に勝ることになってくるということです。</p> <p>ただし、最後の課題にもお示ししておりますけれども、仮に5%を超えるような入札価格差が発生した場合には、たとえ全てが良いレベルの技術評価点であっても、価格点を逆転することが難しくなること、また、これはあくまで実績と地域貢献項目で差がつかなかった場合についてなので、それらの項目の差についても考慮が必要ではないかと考えてございます。</p> <p>次に、2枚目をご覧いただきたいと思えます。採点シミュレーションをもっと詳細につくってみたものでございます。(1)の入札参加者6者を想定の前提条件としまして、表2のとおり、それぞれ最低入札価格が95%、90%、87.5%であった場合の3例を想定した表としてございます。</p> <p>まず、1)の最低入札価格が95%の場合ですけれども、①と②の事業者のように、施工実績、技術提案がともに高評価のA者と、施工実績が余りないけれども、技術提案を一定程度評価できるE者の比較では、入札価格が20億程度、約5%の差の場合、技術提案を一定程度評価できるものであれば、価格点により結果が決まるというものでございます。技術提案に大きな差がなければ、施工実績だけでは価格点を逆転できないということがおわかりになるかと思えます。</p> <p>次に、①と⑥のように、施工実績、技術提案がともに高評価のA者と、施工実績、技術提案がともに低評価のF社の比較では、入札価格が20億程度の差があっても技術評価に相当の差がつけば技術評価点により結果が決まり、施工実績、技術提案両方の差によって価格点を逆転できることがわかります。</p> <p>次に、2)最低入札価格が90%であった場合、①と⑥のように、施工実績、技術提案がともに高評価A者と、施工実績、技術提案がともに低評価のF者の比較では、入札価格が30億程度、7.5%の差の場合では、技術評価に相当の差がつけば技術評価等により結果が決</p>

発言者	発言内容
	<p>まり、施工実績、技術提案の両方の差によって価格点を逆転することになります。</p> <p>③と⑥のように、施工実績はあるけれども技術提案が低評価のC者と、施工実績、技術提案がともに低評価のF者を比較すると、入札価格が10億程度、2.5%の差の場合、施工実績による差がついても、技術提案に差がなければ価格点により結果が決まり、施工実績のみの差では価格点を逆転できないということになっています。</p> <p>最後に、3)ですけれども、これは最低入札価格が87.5%になった場合のケースですけれども、①と⑤のように施工実績、技術提案がともに高評価のA者と、施工実績は余りないけれども技術提案を一定程度評価できるE者を比較しますと、入札価格が30億程度、7.5%の差の場合では、技術提案を一定程度評価できる業者であれば価格点により結果が決まるとなっております。技術提案に大きな差がなければ、施工実績だけでは価格点を逆転できないこととなります。</p> <p>最後、①と⑥のように、施工実績と技術提案がともに高評価のA者と、施工実績、技術提案がともに低評価のF者を比較すると、90点未満の入札の場合、入札価格に40億程度、10%の差があっても、技術評価に相当の差があれば技術評価点により結果が決まり、施工実績、技術提案両方の差によって価格点を逆転できることがわかるかと思えます。</p> <p>以上のシミュレーションの結果、事務局としては、資料5の案1のように、施工実績についても少し重視したほうがよいのではないかというのが現状でございます。</p> <p>ちょっと長くなりましたけれども、説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>今、詳細なシミュレーションも含めて説明していただいたわけですから、何か御質問とか御意見をいただければと思います。</p> <p>具体的には資料5の案1か案2ということになるのですけれども、アンド、オアみたいなものを両方とも満たしている場合にはプラスで点を与えていくものが案1になります。案2のほうはそれがないと。少しメリハリのきいた実績評価点になるということです。</p>
事務局	<p>今、御議論を始めていただく部分ですが、まず、施工実績評価点については事務局が書類を見て評価をさせていただくということと、地域貢献評価点についても事務局のほうで評価を行います。それから、技術提案評価点の部分につきましては、事務局での審査は難しいと考えてございますので、総合評価実施要領の中で、技術提案等の審査を行う組織としまして、審査会を設置いたしまして学識経験を有する方々に審査員をお願いして、専門的な見地から評価をさせていただくというようなことで考えているところでございます。</p> <p>また、先ほど資料2で御議論いただきましたように、こちらに書かれてございます③につきましては、例えば多目的ホールの総合的</p>

発言者	発言内容
	<p>リニューアル改修工事実績というようなことに直したいと考えてございます。また、加算する部分につきましても、全面改修工事で天井張りかえ等改修の前後で客席数云々というような形で、具体的に入れ込むことがよろしいのかと、先ほどの議論を踏まえまして対応していきたいと考えているところでございます。</p>
委員	<p>案1で4項目あって、該当すると8点なんですが、加点はいきなり8点なんですか。これを読むとよくわからなくて。4項目の1つに対してすばらしいとそこに2点を入れるのか、それとも8点の次は16点にするかで結構大きな影響があるんだけど、それぞれに足すという意味でいいんですか。</p>
委員長	<p>それぞれに2点で合計で8点ということになりますよね。資料5を見るとわからないので、前に投影してある施工実績点の追加についてを見たらわかるという感じでした。</p>
事務局	<p>こちらの資料をお配りしていなくて、1つの項目に対してダブルでもう1個加点していく、4項目に対して2点ずつそれぞれ加点できるようにして、実績点のほうを少し厚みを持たせてはどうかということなんです。</p>
委員	<p>1項目該当と書くからわかりにくいんだよね。</p>
委員長	<p>この表は配られていないし、我々は見えていなかったんで、これを見ると、ああ、そういうことねという感じですよ。</p>
委員	<p>①から④の項目に、0、2、4、6、8、それから、特にすばらしいというのを設けるということですよ。そう書いたほうがわかりやすいよね。</p>
委員長	<p>1項目2点で、2項目4点で、6、8で、それに加えて、それぞれの項目で複数の条件を満たしているものについては、プラス2点ずつということですね。</p>
委員	<p>合計でということですね。</p>
委員	<p>ここの文章がわかりにくい。あと、さっきの事務局が評価するには私は賛成なんですけれども、一般的にこういうのが好まれるかどうかだけでも、ジュリー方式とって、評価したのが正しいかを見る人がいるんですよ。やったのは区役所の方だから恣意があるんじゃないかと、それがちゃんと評価されているかというのをまた評価する。ジュリーと言うんですけれども。委員会にしておいたほうが、区がつけたんだけど、それに基づいてジュリーが正しく評価されていることを評価したという、実は僕も国交省でそういうのを10年ぐらいやらされているんですけれども、中身には触れないんです。採点のばらつきとかそういうのを見て、これは方法論としていいねというのだけを見るという制度が結構最近あって、好まれるかどうかだと思いますけれども。どうせ審査委員会をやるんだったら、そのときにこの点数はどうですかと聞いてもらって。</p>
委員長	<p>審査委員会の中で、事務局が採点を中心に行う部分の結果について</p>

発言者	発言内容
	<p>ての適切さについて判断をするようなものをワンステップ入れたほうが良いということですね。それは私もそう思います。</p> <p>後々これと言われたときに、それが全部事務局で採点したので、審査者は知らなかったんですという、その中身を見ていないんですということは避けたいということです。</p>
委員	<p>そこが採点するという意味じゃないんです。採点が公正に行われているかどうかを確認するという、非常に面倒くさいんですけども。</p>
事務局	<p>事務局で採点したものについて御確認をいただいて、正しいかを。</p>
委員長	<p>そうです。あと、採点の根拠とか、そういったようなものについて若干確認するということです。</p>
事務局	<p>確認いただいているものだというので、公正性を持たせるといいます。ありがとうございます。</p>
委員長	<p>若干先走ると、技術提案の評価については専門的知識を有する者で構成される審査委員会を今後設置していくことは必要だということ御理解いただけたと思います。</p>
事務局	<p>事務局のほうでちょっと補足させていただきますと、技術評価点の部分ですけれども、最初5項目だったところから整理していったときに、項目がふえていった部分があるんですね。そうすると、当初予定していた施工実績の部分がすごく薄く見えるような感じになってしまったところもあったので、もうちょっと実績も重視しないと、実績を求めて入札参加していただいているところもあるので、その方法としてこのようなことはどうかということで、当初は案2のような感じなのかと思ったのですが、ただ、下がどうしてもふえてきたので、実績がすごく軽く見られてしまうかなと思って、このような案はどうかということでやったところもあります。</p> <p>ですから、その実績点と技術提案点とのバランスというのも課題としてあるのかと思っています。</p>
委員長	<p>案1と案2で、案1のほうは実績評価の比重が当然重くなるわけです。</p> <p>私は、ある自治体の入札契約制度について建築学会に発表したことがあるんですけども、実績点が重過ぎて、どうやっても89%ぐらいに入れても勝てないというような、もうできてしまったゲームになっていて、そうすると同規模の工事が繰り返し発注されるような自治体の中では、もうそこしか落札できない。そして、工事実績の有効期間が切れてしまうと、その業者しかできないみたいな循環に入っているような例があるということを論文で書いたんです。これは同様の工事が何回も繰り返されるという案件ではありませんが、先ほど心配したように、余り実績が重いとみんな諦めてしまうということも一方では懸念されるけれども、対象となっている40者</p>

発言者	発言内容
	<p>程度の中で、この条件で十分、うちもこれはフルマークで点がとれるぞみたいところが幾つかあればということなんだけれども、こんな厳しい条件だと言われないような落としどころはやっぱり必要なかなと思っています。</p> <p>この部分だけ点が実質倍になると。このくらい絞ったほうが発注者としては安心といいますか、工事の質についても、実績から担保されるということになるんだと思います。一方で、より安い価格で、競争の範囲の中でも安い価格を追究するという事は、下限がかなり高い位置に設定されていることもありますし、そこはやはり納税者に対する説明もしっかりできないといけないという、非常に難しいチューニングになります。いかがでしょうか。</p>
委員	<p>加点方式でいいかと思うんですけども、先ほども例示として出たと思いますけれども、加点項目で、免震の接続のところで、1万平方メートルの庁舎においての「庁舎において」というと大分ハードルが高いんじゃないかと。実績を調べても、病院などでは幾つか事例はあるようですけれども、庁舎で免震接続というのは、ほぼないんじゃないかと思っています。加点だからいいという考え方もあるかもしれませんが、一定程度事例はありそうだとすることも見きわめながら設定することは必要かなと思うので、内容についてはもう少し調べて、次回事務局からまた御提案いただいて、確認いただくようなステップが必要かと思っています。</p>
委員長	<p>庁舎でも継ぎはぎの庁舎は多いわけですけども、病院とか学校とかそういったもので、複数の建物を別の時期につくったものを免震で繋げているというような例は、あったらそれは評価に値するんじゃないかという御意見ですね。</p>
委員	<p>免震を接続して移転することが技術として求めたいので、それが庁舎である必要性は特にないと思うので、そこまで絞る必要性はないのかなと思います。</p>
委員長	<p>「庁舎において」というところを適当な言葉に置きかえるか、あるいは取ってしまうこともあるかということですね。</p>
委員	<p>今日これは初めて見たので、項目を精査しないと、16点なのか32点なのかという議論は結構難しく、加点なんだけれどもハードルを上げておくのか、ある者ができるように点数の重みを上げるのかは項目によるので、これを精査しないと、32点なのか16点なのかといっても意味合いが違ってきてしまいますよね。私は趣味としては、趣味で言うてはいけないけれども、価格が150点だから150点のほうがいいかなとは思いますが、きれいだから。ここを上げてしまうと、そこで点数が明らかに1者、2者についてしまうのはちょっと望ましくない気がしますね。やっぱり実数を調べないとまずいんじゃないですか。</p>
委員長	<p>今日この字句まで決める必要はないんですよ。決めたいんで</p>

発言者	発言内容
	すね。
事務局	最終的な部分は、まだもう1回ございますのである程度の方向性ですが、我々のほうでこういうところをもっと調べたほうがいいのか、何かそういう御意見をいただければ、それに見合った形で、我々としてはまた案としてお示しし、途中でもし御相談させていただくのであれば、その辺の御意見も伺いながら案にして、最終回のところでその辺の御意見もいただきながら確定させていくというふうになるかと思っています。
委員	私だけしゃべってあれなんだけれども、PM会社がついていらっしやるんだから、この条件にしたら、さっきの40社のどのくらいがいけるのかぐらいの、大体の数をちょっと案分しながらやられたほうが良いと思います。
委員長	<p>きっかけが委員からの発言でございましたので、これらの組み合わせにする、アンドで検索するとどれくらいありそうかみたいなことは、ちょっとシミュレーションしていただいて判断したほうが良いのかなと。</p> <p>あと、余りハードルを下げ過ぎてみんなが満点というのも、また差がつかないということになりかねませんので、その辺は適切な閾値が必要なのかなと思います。</p>
委員	案2だと、今委員長がおっしゃったような懸念が想定されるんですよね。だから、やっぱり案1のように、多少の加点がある形のほうが良いと思うんですけども、それに関しても条件をちゃんと、どのくらいの現実性があるのかということも含めて検討していただかないと、ちょっと心配ですね。特に僕はホールのことにはこだわりますけれども、この文言では、どれくらいあるのかわからないので、その辺をちょっとお調べいただければと思います。
事務局	今の御意見を踏まえまして、こちらでまた作業をしていきたいと思うのですが、方向性としたしましては、案1をベースで考えるわけですが、加点数はこの数字でいくかとは思いますが、加点部分の要素の判断基準を現実性のあるものと状況を確認した上で詰めていくという御指摘をいただいたと受けとめさせていただいて、また次回までに御相談をしながら整理をしていきたいと思っています。
委員	ある程度、業者さんごとに調べたとしても、この経審1600を超える、しかも、ハウスとか土木を除くと、ざっと見た感じ、せいぜい25あるかないかぐらいなので大体おわかりになるんじゃないかと。
委員長	前提としては案1で実施要領を作成していただいて、この資料は、当然行く行くは公告の資料に入るわけですよね。枝点まで公表するんですか。
事務局	そこのところが、実施要領をどういう書きぶりにすべきかということとあわせて、ただ具体的にこういったものについては、このま

発言者	発言内容
	<p>まの書きぶりではないですけれども、公告の段階では当然オープンにしていけないといけない内容なので、そこは紛れがないようにしていかなければいけない部分だと思います。</p>
<p>委員長</p>	<p>全体として整合がとれて、徐々にハードルを上げていって、それについて加点しているところは担保していかないと困ってしまいますので、そここのところはしっかりしていただくということです。</p> <p>では、資料5の案1で、この表については字句を十分シミュレーションした上で判断いただくということでしょうか。</p> <p>ほぼ予定どおりに進んでおりますけれども、肝のところは大体終わっていますので、議事(4)入札公告資料の構成について、事務局から説明をよろしくお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>では資料6と、参考資料2、3、4になります。議事(4)の入札公告資料の構成について御説明をさせていただきます。</p> <p>今回皆様に御検討いただいている内容が、今後実際に入札公告をする際にどのような形で公表されるかをイメージした資料となっております。まず、入札における公告文でございますけれども、区の契約事務規則で公告することを定めている事項など入札の基本事項を記載した文書となっております、参考資料2のような様式となっております。こちらには、御検討いただいている入札参加資格をはじめとして、予定価格、入札方法等を記載してまいります。</p> <p>続いて入札説明書ですが、入札実施スケジュールや入札手続等を示した文書で、参考資料3のような目次を想定してございます。第1の入札概要の項目では、工事の概要や区議会の議決が必要となる旨などの契約に係る条件等を示す予定でございます。第2の入札手続では、入札参加の申請や質疑応答、入札の方法など具体的な事務手順や、それぞれの期限などを示します。第3のその他の条件等では、入札保証金、あるいは契約保証金の条件や、前払金や部分払などの支払い条件など示してまいります。</p> <p>そして、技術提案型総合評価方式の実施要領ですけれども、こちらは落札者決定基準を兼ねるものとなっております、総合評価方式の評価項目や評価方法等を示す文書でございます。参考資料4のような目次を想定してございます。こちらに御検討いただいている評価項目や評価配点といったものを記載してまいります。まず第1の総合評価方針の概要では、先ほどちょっと御説明しました審査委員会の設置などの評価体制のことですとか、落札者決定までは大まかな手順について記載する予定でございます。第2の落札者決定基準では、価格点の算定方法を含む評価の方法や評価項目と配点、それから施工実績点、地域貢献点、技術提案点のそれぞれについて、入札参加者に求める内容などを記載します。また、あわせて技術提案等の様式についてもこちらで示してまいります。次回の委員会では、より具体的にこの実施要領について御検討いただきたいと</p>

発言者	発言内容
	<p>考えてございます。</p> <p>裏面に移っていただきまして、本庁舎等整備工事契約約款と設計図書がでございます。約款については、参考資料はございませんけれども、区が通常用いている約款をベースに本契約に対応できるよう、支払い条件等の修正をした上で御提示する予定でございます。設計図書につきましては、本工事の概要を確認できる一般図を入札公告時に公表して参加を募ります。積算等に必要な詳細図は、入札参加資格の確認後に提供することを予定してございます。</p> <p>資料6に関する説明は以上でございます。</p>
委員長	<p>入札公告、落札者決定基準等の条件について、ここに書かれているような、現状はダミーであるわけですがけれども、今日議論していただいた内容を盛り込んで、こういう文章にまとめていきたいというお話です。</p> <p>何か御意見とか御質問等はございますでしょうか。まだ、この状態で意見といっても、もう少し固まった状態にはなりません。まだ決まっていないですがけれども、先ほどお話のあった審査委員会を設置した場合、その審査委員会の名簿等はこの中に含まれますか。</p>
事務局	<p>通常、他の自治体を見ても皆さん公表されているような感じだと思います。また改めて、学識経験者の委員の皆様をこちらでお願いをしなければいけないんですけれども、今回も委員の皆様にもいろいろとお伺いしたような形で進めていきたいとは考えてございます。技術提案型の実施要領の中で、これらの体制についてもきちんと設置していくことをうたっていくことが、通例として各自治体で行っているところでございます。</p>
委員長	<p>今日のところは、この資料の構成については、資料6をもとにして中身を入れていっていただくということで、今回はそこを判断するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>では、本日の議事はここまでとなりますけれども、全体として何か御意見とか、御質問はございますか。</p>
委員	<p>1つだけ、資料5の最後に、ヒアリングを実施すると書いてあるんですけれども、「ヒアリング自体には評価点を設定しない」というのはちょっと誤解されそうな気がして、なくてもいいんじゃないかと僕は思います。「ヒアリングを実施する」と書いておけば、これは、ヒアリングをした人に10点とかつけないという意味なんだけれども、ヒアリングをして技術提案の内容を確認するので、つけるのはつけるんですよね。だから、ちょっとこの文章が気にはなっている。委員長が要ると言えば。</p>
委員長	<p>ヒアリングの目的は何ですかというところがあるんですね。それは、文章主義で、文章で書かれてあること以外は評価しないという方針が一般的にはあるわけです。話を聞いた結果、わからないところが明らかになるんですけども、ヒアリングの前に採点をしておく</p>

発言者	発言内容
	かどうとか、その辺は進め方として決めておく必要があつて、余りにヒアリングの結果に引っ張られてしまつても、これまでの話と積み上げていった話と結果が違つてしまふとか。
委員	それで免責しようということで、わかりました。
委員長	ヒアリングはすると。ヒアリングに来なくてやめてしまうということもあるかもしれないし、ヒアリングはあつて、ヒアリングは必須であるということですね。
事務局	ヒアリングを行うということと、技術評価提案についての内容をそこで確認するとかいうような目的を明示するような書きぶり。あと、事務局評価を行うという資料になっていますけれども、先ほどの御指摘もいただきましたので、その部分も実際の要領に移る段階では、事務局がつくったものについて御確認いただくというつくりにしてまいりたいと考えております。今いただいた御意見も踏まえた形で修正していきたいと思つております。ありがとうございます。
委員長	では、事務局のほうに進行をお戻しします。
事務局	<p>事務局から事務連絡が3点ほどございます。まず1点目ですけれども、前回の第1回の委員会の議事要旨についてでございます。先日、委員の皆様にお確認をお願いしたところですが、明日を目途に区のホームページにて公表させていただきます。その際、第1回で公開の旨を決定いただいた委員の皆様の氏名等についてもホームページに掲載してまいります。</p> <p>2点目ですけれども、次回の委員会については、3月12日の木曜日、午後2時から5時まで、場所はここと同じ会議室となります。審議の内容としては、委員会から区に御報告いただく総合評価実施要領の案の決定及び本委員会の最終的な検討結果の報告書等をまとめていただく予定としてございます。また、第1回の委員会で御確認していただきましたけれども、本委員会で使用した資料につきましては、3回の委員会を終了した後、今後の施工者選定に支障のないものについては公開していくことになってございますので、その公開の可否についても御議論いただきたく考えてございます。</p> <p>3点目でございます。本日の会議録につきましては、作成次第また委員の皆様にお送りいたしますので、確認のほどよろしくお願ひいたします。改めて御案内を差し上げますが、どうぞよろしくお願ひいたします。</p>
委員長	<p>決定した論点については振り返らなくていいですね。その度に振り返ってきましたので。</p> <p>これをもちまして第2回検討委員会を終了させていただきたいと思つています。長時間にわたり御協力どうもありがとうございました。</p>